

番号	I 1. ①
項目	<p>人権侵害であるヘイトスピーチに対して、在日外国人に対する偏見や民族差別事象を根絶するための施策を実施してください。</p> <p>今年度が発生した民族差別事象の傾向と課題を明らかにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>令和7年度1月末時点で本市教育委員会事務局指導部が把握した外国人差別事象は、14件です。事象内容は全て発言で、在日韓国・朝鮮人にかかわる事象は5件です。</p> <p>多くは、マスメディアで取り上げられている国際情勢やインターネット上で得た情報をもとに形成された意識を、外国にルーツのある相手が日々抱いている不安な気持ちを想像できないまま発言した事象です。その背景には、子どもたちがちがいを豊かさとして感じる事が十分にできていない状況と、インターネット上にあふれる誤った情報に子どもたちが簡単にアクセスできる環境があります。</p> <p>本市教育委員会としましては、教育の中立性に十分配慮しながら、子どもたちに、社会情勢をいやがらせ等につなげることは、決して許されるものではないと十分に理解させ、人権感覚を涵養していく必要性を感じています。</p> <p>また、差別事象が発生した場合は、平成24年度に配付した「人権教育をすすめるために（学校園における人権教育推進のための事例集）[改訂版]」に基づき、速やかな対応と報告、学校体制として被差別の立場に立ちきる対応等について管理職に指導しています。また、昨年度は「人権教育をすすめるために（学校園における人権教育推進のための事例集）[改訂版]」を一部改訂し、各学校園に発出しました。しかし、差別を受けた側の心情への寄り添いや背景分析が十分でない、組織的な対応が弱い等の課題のある学校があることも課題として認識しております。</p> <p>今後とも本市教育委員会と学校が連携し、子どもたちの人権感覚の涵養に努めてまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-9185</p>

番号	I 1. ②
項目	<p>人権侵害であるヘイトスピーチに対して、在日外国人に対する偏見や民族差別事象を根絶するための施策を実施してください。</p> <p>「ヘイトスピーチ研修資料」の活用状況を教えてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>ヘイトスピーチは、一人ひとりの人権が尊重され、豊かで安心できる成熟した社会の実現をめざすうえで許されるものではありません。本市の「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」に続き、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が平成28年6月3日から施行されています。</p> <p>本市教育委員会は、大阪府教育委員会が作成した「ヘイトスピーチの問題を考えるために－研修用参考資料－（第4版）」を配付し、ヘイトスピーチに対する理解を深めるための校内研修を開催するように促していきます。今年度は校長会の人権部会で配付し、資料を活用しての研修をおこないました。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-9185</p>

番号	I 1. ③
項目	<p>人権侵害であるヘイトスピーチに対して、在日外国人に対する偏見や民族差別事象を根絶するための施策を実施してください。</p> <p>同研修資料などを活用して、差別を見抜く感性を育てるような教職員人権教育研修を積極的に実施するよう、教職員用研修を充実させてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>教職員が人権に関する知識を身に付け、人権感覚を醸成していくために、体系的に人権教育研修を実施しております。新任教員研修（1年目）4【人権教育の推進】では、基礎知識としての「人権とは何か」をテーマに、新任教員研修（2年目）7【地域における人権課題】では、地域の人権課題の改善に努められている方々を講師とし、教員として豊かな人権感覚を身に付ける機会としております。また、教職員地域研修におきましては、各区で人権教育講演会、人権教育実践交流会を集合で実施しております。様々な人権課題についての認識を深めるとともに、他校園の実践に触れることで人権感覚を高めることに役立てております。さらに令和3年度より、管理職を含めた全教員対象の人権教育研修を必修としており、今年度も昨年度に引き続き、近年増加が顕著な「日本語指導が必要な児童生徒」の現状を踏まえ、多文化共生教育（国際理解教育）をテーマの1つとして取り上げ、オンデマンド研修として実施しております。</p> <p>「学力の基礎としての人権教育 個別的課題の実践デザイン～多文化共生教育～」は、より在日外国人教育、多文化共生教育を推進するために、教員が身に付けておくべき考え方や実践的な指導に役立つものを掲載しております。全ての教職員が校務支援パソコンで常に閲覧できる形になっております。</p>	
担当	<p>教育委員会 総合教育センター 教育振興担当</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6718-7457</p>

番号	I 2. ①		
項目	<p>在日外国人が安心して本名を使用できる環境を醸成するために、以下のことがらを確実に実施するよう指導してください。</p> <p>就学前指導や入学後の本名指導の徹底</p>		
<p>(回答)</p> <p>本市教育委員会における「本名を呼び・名のる」指導については、平成9年度に在日外国人の幼児・児童・生徒の教育研修資料として『本名指導』をすすめるために（指導の手引書）」を示し、平成13年度作成の「在日外国人教育基本方針」でもその重要性について明示しているところであります。幼稚園・小学校の入園・入学時からの指導の体系化は重要であり、発達段階に応じた指導をすすめていくことが大切であると考えております。</p> <p>各学校園では、日々の保育・教育の中で外国の文化に親しめるような遊びを取り入れ、「総合的な学習の時間」において、韓国・朝鮮や中国、フィリピン等の多様な言語や文化を児童に体験させる等の学習内容の充実を図っています。</p> <p>就学前指導については、保護者に対して、入学前の就学時健康診断や入学説明会の機会に、本市教育委員会や学校の方針を説明することなどにより保護者の不安を取り除いています。編入学の手続きの際には、本市教育委員会における「本名を呼び・名のる」指導について説明し、学校での子どもの名前呼び方や表記についてていねいに確認しています。</p> <p>また、入園・入学時や、入学後の家庭訪問等で本名を使用するよう働きかけをしています。</p>			
担当	教育委員会事務局 指導部 教育委員会事務局 指導部	初等・中学校教育担当 教育活動支援担当	電話：06-6208-9186 電話：06-6208-9185

番号	I 2. ②
項目	<p>在日外国人が安心して本名を使用できる環境を醸成するために、以下のことがらを確実に実施するよう指導してください。</p> <p>中学進学時の小中連携（外国人主担者連絡会議の開催など）、高校進学時の中高連携（入学志願書など）の徹底</p>
<p>（回答）</p> <p>小学校と中学校の円滑な接続を図ることは、生徒が順調に中学校生活を始めるために極めて重要です。本市教育委員会では、小学校第6学年の保護者へプリントを配付し、中学校入学にあたっての不安や心配事等について、小中学校に相談していただきたい旨をお知らせしています。</p> <p>また、各小中学校では、外国人教育主担者をはじめ関係教員が連絡会を持ち、必要な情報共有を行っています。外国人教育主担者研修会の場でも、小中学校が相互の連携をより一層強化し、指導の継続性や接続の円滑化を図ることの重要性を確認しています。今後も様々な課題解決を図るため、教職員が児童生徒の理解を深め、発達段階に応じた指導が行われるよう努めてまいります。</p> <p>中学校と高等学校の連携については、高等学校入学の際の、「入学志願書」、「調査書」及び「指導要録抄本」を基に、中学校在籍時の様子等を伝えております。</p> <p>また、「多文化共生の教育をめざして－事例集－」（平成15年度）と併せて、「学力の基礎としての人権教育 個別課題の実践デザイン～多文化共生～」も活用しながら、多文化共生社会の実現に向けた教育を全学校園で計画的・系統的に実施しています。このようにすべての生徒が、教育活動のあらゆる場を通して共に学ぶ仲間として互いの立場を理解することができる集団の育成に努めています。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186</p> <p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06-6208-9185</p>

番号	I 2. ③
項目	<p>在日外国人が安心して本名を使用できる環境を醸成するために、以下のことがらを確実に実施するよう指導してください。</p> <p>指導要録や卒業証書授与台帳など公簿類への本名および母国語よみのふりがな記載の徹底と、卒業証書への本名記載 100%を達成する目標設定</p>
<p>(回答)</p> <p>本市教育委員会では、韓国・朝鮮籍をはじめ、外国籍の幼児・児童・生徒の民族的自覚と誇りを大切にし、人権を尊重するために、公簿類および出席簿の名前は本名記載を原則としております。平成9年度に配付した『本名指導』をすすめるために」の中でも、公簿の本名記載について掲載しています。その結果、指導要録、修了者台帳、卒業者台帳につきましては、全ての学校園で本名記載がなされています。</p> <p>卒業証書（保育証書）については、各学校園において、本名記載が原則であることを本人や保護者との話し合いを通して理解を求める等、計画的に積極的な取組を推進するよう指導しています。</p> <p>今後も校園長会や教頭・主任会、指導主事の学校園訪問等において、公簿の本名記載とともに、卒業証書（保育証書）についても、本名記載が図られるよう、実態把握を基にした指導を引き続き進めてまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186</p> <p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06-6208-9185</p>

番号	I 2. ④
項目	<p>在日外国人が安心して本名を使用できる環境を醸成するために、以下のことがらを確実に実施するよう指導してください。</p> <p>「指導の手引書」を用いた校内研修の実施</p>
<p>(回答)</p> <p>本市教育委員会では、すべての外国籍の幼児・児童・生徒の民族的自覚と誇りを大切にし、人権を尊重するために、本名指導を進めています。</p> <p>そして、全校園に配付している『『本名指導』をすすめるために』（平成9年度）や「在日外国人教育基本方針」（平成13年度）、「多文化共生の教育をめざして―事例集―」（平成15年度）を使用し、民族的自覚を育てる一環として本名指導の取組の充実を図るよう、校園長会や指導主事の学校訪問等において指導してまいりました。</p> <p>また、年度当初や年度末の外国人教育主担者研修会で、「本名を呼び・名のる」取組を推進するために、校内人権研修会等で教職員の共通理解を図ること、学校総体で取り組むことの重要性を確認しています。</p> <p>なお、外国籍、外国にルーツのある幼児・児童・生徒とその保護者をはじめ、全ての保護者が本名（ルーツにつながる名前）使用について理解をより深められるように、平成30年度から配付するリーフレット『『本名を呼び・名のる』ために』を改訂し、令和2年度より、やさしい日本語版のほか8か国語による多言語版も掲載しています。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-9185</p>

番号	I 3. ①	
項目	<p>大阪市外国人教育研究協議会（市外教）などと連携して、多民族・多文化共生教育の取り組みを充実させてください。</p> <p>外国人教育主担の役割を明確にし、その役割を果たすために外国人教育部会を設置するなどの校内体制をつくるよう指導してください。</p>	
	<p>(回答)</p> <p>外国人教育主担者は、各学校園における多文化共生教育を推進する要となる役割を担っています。主な役割として、外国籍や外国につながる子どもの把握、多文化共生教育の年間指導計画の作成、校内研修等の立案・実施、そして、校内外の関連行事の実施にあたっては、企画・運営から、児童生徒への参加の呼びかけや引率体制の調整等、多岐にわたる業務を行っています。また、国際クラブ設置校では、国際クラブ指導者と連携し、子どもの指導や運営等にもあたっています。</p> <p>さらに、各学校園では校務分掌に位置づけられ、全教職員に働きかけ、協力して多文化共生教育の推進に努めています。</p> <p>今後も、外国人教育主担当者に向けての研修の充実を図りつつ、多文化共生教育に精通した人材を外国人教育主担者として位置づけることや引き継ぎ支援体制の充実を図ることを各学校園に指導・助言してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当	電話：06-6208-9185

番号	I 3. ②
項目	<p>大阪市外国人教育研究協議会（市外教）などと連携して、多民族・多文化共生教育の取り組みを充実させてください。</p> <p>外国人教育主担者研修会を充実させ、特に在日韓国人教育研修を加えてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>毎年、総合教育センター主催の外国人教育主担者研修を年度当初に実施しており、外国につながる子どもたちの教育を推進するにあたり、職責や職務等を伝え、人権教育・多文化共生教育のさらなる深化・充実に努めるようにしております。</p>	
担当	<p>教育委員会 総合教育センター 教育振興担当</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6718-7457</p>

番号	I 4.
項目	韓国にルーツを持つ日本国籍の児童生徒の実態を把握し、民族教育を推進するように指導してください。
<p>(回答)</p> <p>本市学校園では、入園・入学前の教育相談や家庭訪問、多文化共生教育の取組等が、韓国・朝鮮にルーツのある幼児・児童・生徒を把握する機会とも捉えています。また、平成30年度から毎年実施している「在日外国人教育の状況調査」の調査項目に、学校園で把握できている外国にルーツのある幼児・児童・生徒の在籍数・国籍を追加しています。</p> <p>韓国・朝鮮にルーツのある幼児・児童・生徒を把握した際は、自らのルーツに誇りを持ち、複数の国の言葉や文化を肯定的にとらえることをめざして、教職員は、韓国・朝鮮にルーツのある幼児・児童・生徒や保護者と信頼関係を築きながら、民族名やルーツについて話をすることで、地道に教育実践を積み上げています。</p> <p>今後も、各学校園での多文化共生教育の現状把握と指導・助言を進めることで、韓国・朝鮮にルーツのある幼児・児童・生徒が自己のアイデンティティを育む活動や仲間と出会う場を保障してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06-6208-9185

番号	I 5.
項目	<p>大阪市内にある、韓国系民族学校である白頭学院建国学校、大阪金剛インターナショナルスクール、および大阪府内にある、韓国系各種学校であるコリア国際学園の学校案内を韓国籍児童生徒が在籍する学校および民族学級が開設されている学校で就学案内・紹介等で活用してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>各学校において、学校案内の配付やポスターの掲示を行い、生徒や保護者に情報提供を行っております。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-9186</p>

番号	Ⅱ 1.
項目	<p>外国籍教員の採用時の資格を「教諭（指導専任）」から本来の「教諭」に戻し、憲法第十四条の「法の下に平等、差別禁止」に則って、管理職任用試験の受験資格を認めてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>採用時の資格につきましては、平成3年3月に文部省（当時）から、各都道府県・指定都市教育委員会あて通知「在日韓国人など日本国籍を有しない者の公立学校の教員への任用について」において、「任用の期限を附さない常勤講師として任用するための所要の措置を講ずるよう」求められているため、以降は「教諭（指導専任）」として任用しております。</p> <p>なお、本件取り扱いに関しては、引き続き、国及び府の動向を注視してまいりたいと考えております。</p> <p>また、管理職任用試験における受験資格につきましては、教頭・指導主事の職務には「公の意思形成への参画」の内容が含まれることから、現状においては、非常に困難な状況がございますので、ご理解を賜りたいと存じます。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-9125</p>

番号	Ⅱ 2. ①	
項目	外国籍教職員の採用、本名使用について 外国籍教職員を積極的に採用し、期限付き講師の登録においても、本名使用を徹底してください。	
<p>(回答)</p> <p>本市教育委員会では、国籍を問わず優秀な人材を確保するため、これまでも大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおいて日本国籍を有することを要件とせず実施してきました。また、採用テストの合否判定につきましても、筆答試験や面接試験等の選考試験に基づいて行っているところであり、国籍にかかわらず、教育の推進に必要な優れた人材を広く求めたいと考えています。また、外国籍の新規採用予定者に対して、これまで本市で進めている取組等については説明いたしますが、本名使用の徹底については、法律・条例・規則等の明確な根拠と合理性の観点から困難であり、ご理解を賜りたいと存じます。</p>		
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当	電話：06-6208-9125

番号	Ⅱ 2. ②		
項目	<p>外国籍教職員の採用、本名使用について</p> <p>採用後は、外国籍教職員の本名使用状況を把握して、安心して働ける職場環境をつくり、学校・P T Aで外国人教育研修を行うよう指導してください。</p>		
<p>(回答)</p> <p>本市教育委員会では「本名を呼び・名のる」教育の重要性を、「『本名指導』をすすめるために（指導の手引書）」（平成9年度）や「在日外国人教育基本方針」（平成13年度）に示し、各学校園では「本名を呼び・名のる」ことのできる環境づくりを積極的に進めています。また、就学・入学前の子どもの保護者へ配付するリーフレット「保護者のみなさまへ『本名を呼び・名のる』ために」には、「本名使用」に関する教育委員会や各学校園の基本姿勢を保護者に明示しています。</p> <p>新任の外国籍教員に対しては、発令前に面談等を行い、「本名を呼び・名のる」教育の重要性について説明しています。今後とも、外国籍教員が意欲をもって教育活動に取り組めるよう、支援してまいります。</p> <p>さらに、本市では、外国籍教員を含むすべての教職員における状況把握を毎年度実施しており、今後も引き続き状況把握に努めてまいりたいと考えております。</p>			
担当	教育委員会事務局 指導部	教育活動支援担当	電話：06-6208-9185
	教育委員会事務局 教務部	教職員人事担当	電話：06-6208-9125

番号	Ⅱ 2. ③
項目	<p>外国籍教職員の採用、本名使用について</p> <p>通称名使用の外国籍教員、期限付き講師、教育実習生が本名を使用するよう指導してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市教育委員会では「本名を呼び・名のる」教育の重要性を、「『本名指導』をすすめるために（指導の手引書）」（平成9年度）や「在日外国人教育基本方針」（平成13年度）に示し、各学校園では「本名を呼び・名のる」ことのできる環境づくりを進めています。</p> <p>外国籍教員・講師等が本名を使用するよう、本市教育委員会では、これまでも、個別面談や研修会等を通して「本名を呼び・名のる」意義を働きかけてまいりました。とりわけ、外国籍の新規採用教員に対しては、本名を使用する重要性についてお示ししてきたところです。</p> <p>今後とも、本名使用の意義が理解されるよう取り組んでまいりたいと考えております。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-9185</p>

番号	Ⅲ 1. ①
項目	<p>歴史的な経緯および 1991 年韓日外相覚書を踏まえて、民族学級は、韓国籍と韓国にルーツのある児童生徒のための民族教育の場としてください。</p> <p>教科指導と同等に重視するとともに、十分な学級運営ができるように、指導してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>昭和 23 年、大阪府と在日韓国・朝鮮人の代表との間で「府知事覚書」が交わされて本市を含む大阪府内市町村の公立小中学校に民族学級が設置され、課外の時間に韓国・朝鮮語、歴史、文化等についての学習が行われてきました。</p> <p>また、平成 3 年に結ばれた「日韓法的地位協定」の中で、『地方自治体の判断により学校の課外で行われている韓国語や韓国文化等の学習が今後も支障なく行われるように日本政府として配慮する』との覚書が交わされました。これにより、当時の文部省初等中等教育局長から『課外における韓国語等の学習の取り扱いについて、日韓両国民の相互理解と友好親善の促進の見地に配慮するように』との通知が出されました。この通知をもとに、本市では平成 4 年に「民族クラブ技術指導者招聘事業」を開始し、各校の課外における韓国・朝鮮の言語や文化等の学習へ指導者を派遣し、平成 19 年度からは、招聘事業を整理し、「国際理解教育推進事業」として民族クラブ・国際理解クラブを実施してきました。</p> <p>さらに、平成 29 年度から民族学級・民族クラブ・国際理解クラブを総称として国際クラブに統一し、韓国・朝鮮や中国だけでなく、フィリピン・ペルーなど、多様な文化を互いに理解し合い、異なる文化を持った人々と共に生き、協働する取組を進めています。これまで、長きにわたる民族学級・民族クラブ・国際理解クラブの活動を通して、多くの外国籍・外国につながる児童生徒に民族的自覚と誇りを育んできました。</p> <p>これまで積み上げてきた民族学級・民族クラブ・国際理解クラブの成果や理念を活かし、取組の歴史、指導の継続性を考慮しながら各学校の実情に応じて国際クラブの運営を進めていけるよう、指導・助言してまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-9185</p>

番号	Ⅲ 1. ②
項目	<p>歴史的な経緯および1991年韓日外相覚書を踏まえて、民族学級は、韓国籍と韓国にルーツのある児童生徒のための民族教育の場としてください。</p> <p>すべての児童生徒には、国際理解教育、多文化共生教育を進めてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>「大阪市教育振興基本計画」(令和4年)では、重点施策の一つに『多文化共生教育の推進』を掲げ、多様な価値観や文化をもつ子ども同士が互いの違いを認め合い、高め合うことのできる多文化共生教育を推進しております。また、「大阪市多文化共生指針」(令和2年)においても、外国につながる児童生徒への支援を充実するにあたり、「多文化共生教育の推進」が掲げられ、異なる文化をもった子どもたちの交流、講師の招聘、外国人学校との交流等を行いながら、各学校園においてすべての子どもたちに対し「世界における多様な文化を相互に理解し合い、異なる文化をもった人々とともに生き、協働することを通して新しい価値を生み出す」多文化共生教育に系統立てて取り組んでいくことが示されています。</p> <p>今後も、各地域の意見交流会や研修の機会等を通じて、国際理解教育や多文化共生の取組の推進を図ってまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-9185</p>

番号	Ⅲ 2. ①
項目	<p>「国際理解教育推進事業」について</p> <p>事業開始当初の目的に沿って、どのような内容なのか、また、現状と成果を教えてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>国際理解教育推進事業は、本市がすすめている国際理解教育の深化・充実を図るために、とりわけ外国籍・外国にルーツのある子どもに、自己のアイデンティティの確立や言語・文化等を学ぶ機会を提供することが必要であることから、韓国・朝鮮だけでなく、近年、来日する児童生徒数が増加している中国やベトナムをはじめ、様々な国への理解を深めることを目的として実施し、民族クラブ・国際理解クラブの拡充や体制づくりを進めてきました。民族クラブ・国際理解クラブの活動は、外国籍・外国につながる児童生徒の民族的アイデンティティを育んできました。また同時に、周囲の児童生徒が共に学ぶ外国籍・外国につながる仲間の文化を理解し、すべての児童生徒がちがいを認め合い、多文化共生社会の実現に向けた意識や態度を育む活動にもなってきました。</p> <p>現在、国際クラブ指導者の募集に関わって、応募資格（一部抜粋）には、「国際理解、多文化交流、本市の進める多文化共生教育を理解し、その推進に寄与できる方」「国際クラブで活動する国や地域の文化等に関する素養や指導力のある方」と記載しています。こうした素養や指導力が、これからの多文化共生教育を進めるために、いかに大切であるかについて関係各局にも理解を広げているところです。</p> <p>国際化の進展は著しく、令和7年度の本市小中学校に在籍する外国籍児童生徒は、57の国と地域、約6,400名以上となっています。日本語指導を必要とする児童生徒は、今年度3,038名と、3年前に比べても3倍に増加しています。このような外国につながる児童生徒に対して、日本語の習得とともに母語や母文化を保障するための一層の取組の必要性が生じています。</p> <p>本市は、大阪大学との連携による大学の知見を活かした新しい多文化共生教育プログラムの普及を進めるとともに、「母語・母文化の保障」「多文化共生教育の推進」について、キャリア支援コーディネーターと未来共生教育統括コーディネーターを配置し、外国につながる児童生徒の諸問題への対応や大学等と連携した多文化共生教育等、母語・母文化の保障や多文化共生教育の推進に関わり、令和2年度より「外国につながる児童生徒の受入れ・共生のための教育推進事業」を立ち上げ、支援体制の拡充を図っているところです。</p> <p>今後も国際理解教育推進事業の更なる充実に向けて進めてまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-9185</p>

番号	Ⅲ 2. ②
項目	<p>「国際理解教育推進事業」について</p> <p>今年度の成果と課題、今後の展望を示してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>国際理解教育推進事業の一つである国際クラブは、現時点で韓国・朝鮮学級 98 校、中国学級 34 校、フィリピン学級 4 校、ベトナム学級 3 校、ペルー学級 1 校、多文化学級 30 校に設置されています。国際クラブの活動を通して、外国籍・外国にルーツのある児童生徒は自己のアイデンティティを育み、周囲の児童生徒は共に学ぶ外国籍・外国にルーツのある仲間の文化を理解し、すべての児童生徒が違いを認め合い、多文化共生社会の実現に向けた資質や能力をはぐくんでいます。</p> <p>しかし、指導者の数が足りず、開設ができない、もしくは、年間の実施回数を減らさざるを得ない状況が発生し、近年の課題となっています。関係諸機関への指導者紹介依頼、指導者募集のホームページ掲載等をおこない、指導者の確保に努めます。</p> <p>本市が長年、積み上げてきた国際理解教育の成果や理念を活かしながら、更に多様な外国籍・外国にルーツのある幼児・児童・生徒の課題にしっかり対応するために、国際理解教育推進事業の更なる充実・発展を検討しております。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-9185</p>

番号	Ⅲ 2. ③
項目	<p>「国際理解教育推進事業」について</p> <p>同制度の拡充を図り、民族講師の増員および待遇改善をしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市教育委員会では、平成 19 年度から国際理解教育推進事業を実施し、帰国・来日等の子どもへの支援とともに国際クラブの取組をすすめています。</p> <p>平成 21 年度より「国際理解教育推進事業研究支援員」を任命する等、国際理解教育の推進のために多様な支援活動が可能な体制を整え、拡充を図ってきました。</p> <p>国際クラブ指導者である会計年度任用職員（令和元年まで非常勤嘱託職員）や有償ボランティアは、国際クラブ設置校において、多文化共生教育のコーディネーターとして多文化共生社会の実現に向けた使命感や専門的な知識・スキルを備え、精力的に取り組んでいただいています。また、子どもへの指導にとどまらず、教職員や保護者との連携も積極的に行っていると考えています。</p> <p>現在、指導時間や勤務条件に制約の多い有償ボランティアが指導を担う状況を改善する意味で、会計年度任用職員（令和元年まで非常勤嘱託職員）を 15 名にして臨んでいます。また、地方自治法が一部改正され、令和 6 年度より、会計年度任用職員に勤勉手当が支給されています。</p> <p>今後も、施策の充実をめざし、国際クラブも含めた大きな枠組みとして拡充を図られるように、予算の確保に向けて努力していくとともに、待遇改善についても取り組んでまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-9185</p>

番号	Ⅲ 3.
項目	<p>民族学級維持と民族講師の後継者育成のため、次のように、市費による常勤民族講師の待遇を改善してください。</p> <p>① 民族学級に関わる常勤民族講師の身分保障および制度を教諭と同等待遇となるように改善してください。</p> <p>② 継続雇用の場合は、民族講師としての身分を保証し、勤務する学校は、原則として同一学校とし、勤務体系も同一としてください。</p> <p>③ 民族学級維持のため、後任講師制度を維持してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>民族講師につきましては、本市の常勤講師として採用しており、その身分及び処遇につきましても、他の講師と同等としています。常勤講師の処遇につきましては、他の自治体の状況等も参考にしつつ、引き続き、慎重に検討してまいりたいと考えております。</p> <p>教育委員会としましては、国際クラブ開設の経緯や指導の継続性、本市の状況を考慮しながら、各校の実態をしっかりと把握し、講師の配置を検討してまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-9125</p>

番号	Ⅲ 4.
項目	<p>教職員がヘイトスピーチ事件と認識する感性を持ち、民族学級へのヘイトスピーチ事件が再発しないように、マニュアルを作成して、防止対策を徹底してください。さらに、被害を受けた児童生徒と保護者に対して心のケアなどの対策を確立してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>学校に向けてのヘイトスピーチが発生した場合、まず子どもと教職員の安全を確保し、行為者を特定するための記録、地域や関係諸機関への連絡が必要です。これらが迅速に行われるためには、各校で作成されている「学校安全管理マニュアル」に基づく職員体制の確立が必須であり、一昨年度生野区小学校で起きた事案をきっかけに、マニュアルの再点検を全市学校園にお願いしました。</p> <p>被害を受けた児童・生徒や保護者、また教職員に対してのケアについては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を図りつつ、教職員自身の意識向上と、ヘイトスピーチや差別を見抜くための知識習得が必要であると考えます。学校に向けてのヘイトスピーチや差別事象の対応については、「学校安全管理マニュアル」と「人権教育をすすめるために（学校園における人権教育推進のための事例集）[改訂版]」を併せて活用しております。</p> <p>また、教職員の人権意識や差別を見抜く鋭い感性を育み、多文化共生教育について理解を深めるために、大阪府教育委員会が作成した「ヘイトスピーチの問題を考えるために－研修用参考資料－（第4版）」も活用しながら、管理職や外国人教育担当者への研修方法について検討し、差別事象の未然防止に努めてまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-9185</p>

番号	Ⅲ 5.
項目	民族教育をはじめとする多文化共生教育のための将来構想を研究する場を作ってください。
<p>(回答)</p> <p>国際化の進展にともない、近年、帰国・来日し、市内の学校園に通う外国につながる幼児・児童・生徒が急増しています。本市教育委員会では、令和2年に「外国につながる児童生徒の受入れ・共生のための教育推進事業」を立ち上げ、日本語指導の保障、母語・母文化の保障、多文化共生教育の推進を3本柱として、事業を進めてまいりました。</p> <p>外国からの編入者数は、令和4年度に入って急増し、今年度は当初から昨年度を上回るペースで増え続けています。今後さらに外国からの編入者数が増加すると予想されることから、各校園における日本語指導や母語・母文化の保障、多文化共生教育の一層の充実が喫緊の課題となっています。</p> <p>このような状況を踏まえて、多文化共生社会に向けての取組は教育の分野のみではなく、様々な分野と連携して進めていく必要があると考え、各区役所や市民局、生涯学習部等と連絡会をおこなっております。また、教育委員会事務局内において、「多文化共生教育ワーキンググループ」を開催し、多文化共生社会の実現に向け、行政としてのあるべき姿について検討しております。令和7年度のワーキンググループでは、外国につながる児童生徒等（保護者を含む）への支援や日本語指導の体制について、現状を共有し、今後の方向性について検討しました。</p> <p>多様な文化背景をもつ子どもたちが、自分らしく生きることのできる環境づくりの支援のため、今後も関係部署や各分野と連携し、情報共有をおこないながら取組を推進してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06-6208-9185